

科学技術・学術審議会 情報委員会における下部組織の設置について

令和 3 年 10 月 26 日  
科学技術・学術審議会  
情 報 委 員 会

情報委員会運営規則第 2 条の規定に基づき、科学技術・学術審議会 情報委員会に以下の下部組織を設置する。

名称案	調査審議事項
オープンサイエンス時代における大学図書館の在り方検討部会	オープンサイエンス等の動向を踏まえた、これからの大学図書館に求められる役割や機能等に係る事項について

上記のほか、下部組織を置いての検討が必要となった場合、都度、委員会の決定に基づき、下部組織を設置する。

以上